令和５年４月１日以後開始事業年度等分
内国法人（グループ通算制度適用）用

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(九)

令五・四・一以後終了事業年度分

【№47】通算グループ内のいずれかの法人が一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除の適用を受ける場合、別表六(九)付表を作成・添付していますか（自己において、試験研究費の額、特別試験研究費の額及び調整前法人税額がない場合を除きます。）。

【№４】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【№43】１欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
(1)　棚卸資産
(2)　固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。）
(3)　繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。）
また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。
そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

特定税額控除規定							
試験研究費の額		1	円	税額基準額		22	円
控除対象試験研究費の額	同上のうち特別試験研究費以外の額	2					
	(1)のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3		調整前法人税額超過構成額（別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」）		23	
	控除対象試験研究費の額 (2)＋(3)	4		当期税額計算	(9) ＞ 10％の場合 ((小数点以下３位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	24	
増減試験研究費の額	比較試験研究費の額（別表六(十一)「5」）	5					
	増減試験研究費の額 (1)－(5)	6					
	増減試験研究費割合 (6)	7		当期税額計算 令和５年４月１日以後開始した事業年度等の場合	基準年度比売上金額減少割合≧２％の場合の特例加算割合（別表六(十二)「11」）	21	
令和８年３月31日以前に開始する事業年度の場合	平均試験研究費の額				額基準額 六(十五)「9」)) × (21))	22	円
	試験研究費の額				令和８年３月31日 る事業年度の場合 4/100) × 0.625 下３位未満切捨て) える場合は0.05)	23	
税額控除割合の計算	設				４％かつ令和８年 に開始する事業年度 ＞ 10％の場合を除 4/100) × 0.625 (小数点以下３位未満切捨て) (マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)	24	
	(9						
	令和５年３月31日以前に開始した事業年度の場合 10.145/100 ＋ ((7) － 9.4/100) × 0.35			当期税額計算 令和８年４月１日以後開始する事業年度の場合	当期税額基準額 ((19)＋(別表六(十五)「9」))×(0.25＋(((20)と(23)のうち高い割合)又は(24)))	25	円
	(7) ≦ 9.4％の場合 10.145/100 － (9.4/100 － (7)) × 0.175 (0.02未満の場合は0.02)	13					
	税額控除割合 ((10)、(12)又は(13))＋((10)、(12)又は(13))×(11) (小数点以下３位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14)	14		当期税額控除可能額 ((18)と((22)又は(25))のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「31」、「34」又は「36」)		26	
令和５年４月１日以後に開始する事業年度の場合	(7)＞12%かつ令和８年３月31日以前に開始する事業年度の場合 11.5/100 ＋ ((7) － 12/100) × 0.375	15		調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「8の①」）		27	
	(10)及び(15)以外の場合 11.5/100 － (12/100 － (7)) × 0.25 (0.01未満の場合は0.01)	16					
	税額控除割合 ((10)、(15)又は(16))＋((10)、(15)又は(16))×(11) (小数点以下３位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	17		法人税額の特別控除額 (26)－(27)		28	